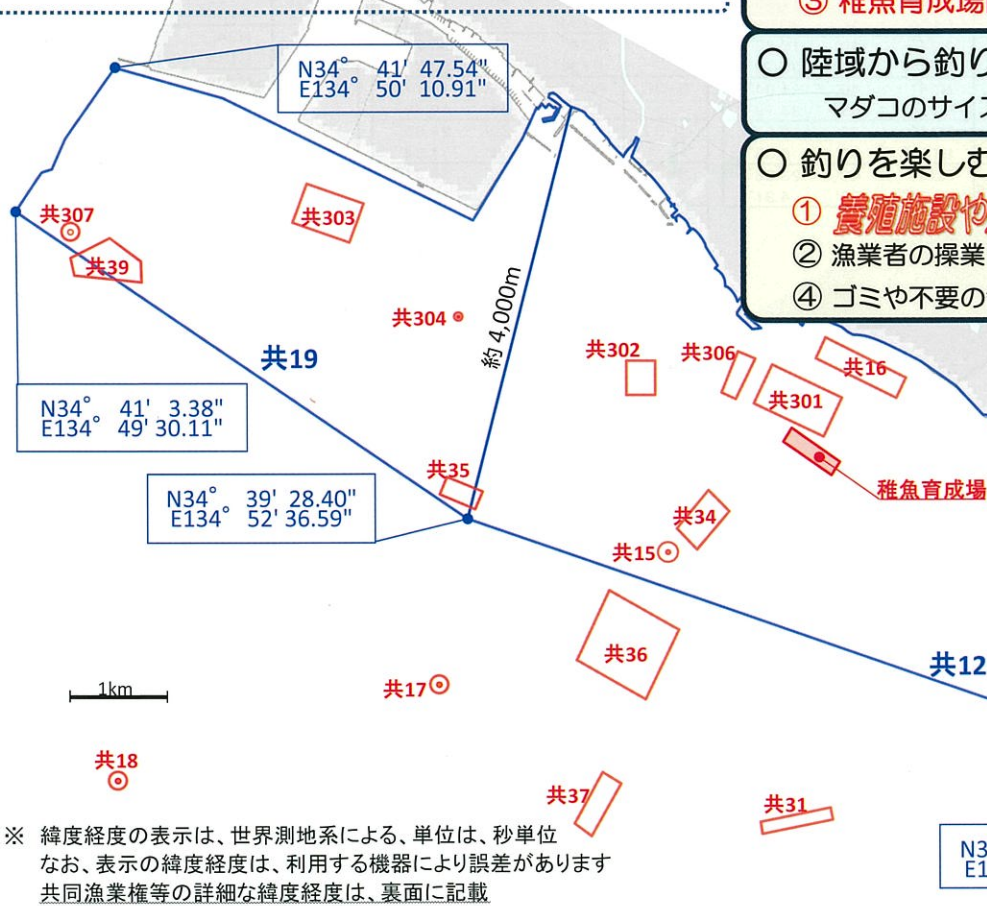


みんなで育てよう! 明石市沿岸の タコ釣りのルール

正式名称：明石地先におけるタコ釣りに係る漁場利用規程

私たちは、このルールに賛同して協力しています。

(公財)日本釣振興会、(一社)全日本釣り団体協議会、大阪釣具協同組合、兵庫県釣りインストラクター連絡機構、大阪府釣り団体協議会、(一財)日本船舶職員養成協会近畿 JEIS 神戸・JEIS 近畿、(一社)明石観光協会、明石おさかな普及協議会、明石市農水産課、兵庫県水産課



※ 緯度経度の表示は、世界測地系による、単位は、秒単位
なお、表示の緯度経度は、利用する機器により誤差があります
共同漁業権等の詳細な緯度経度は、裏面に記載

漁業者は資源を守り、育てながら漁業しています。釣りを楽しむ皆さんはルールを守ろう!

本来、遊漁者は共同漁業権区域内でタコを釣ることはできませんが、

タコを守り、育てるためのルールを守る方に限って、下記の条件でタコ釣りができることとします。

注) ルールを守らない場合、漁業法第143条の漁業権侵害罪の罰則があります。

○ 船舶（遊漁船業※によるものも含む）を使用して釣りを楽しむ方のルール

※ 明石市漁連の会員漁協、播磨町、東播磨、高砂漁協の組合員を除く

① 青色で囲まれた範囲（第1種共同漁業権）内

- マダコを採捕できる期間：海の日・1月1日から5月31日まで・10月1日から12月31日まで
- マダコを採捕する方法：疑似餌による釣りのみ（生餌を付けて釣ることはできません）
- マダコのサイズの制限：体重100グラム以下は採捕することはできません。
- マダコの匹数の制限：1人当たり10匹まで

② 赤色で囲まれた範囲（第3種共同漁業権）内：釣りはできません

③ 稚魚育成場内：漁業者も含め、水産動植物の採捕は一切できません

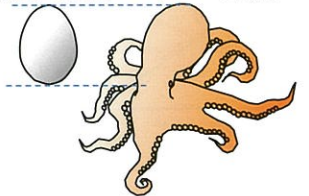
○ 陸域から釣りを楽しむ方のルール

- マダコのサイズの制限：体重100グラム以下は採捕することはできません。

○ 釣りを楽しむ方の共通ルール（5ないルール）

- ① 養殖施設や定置網漁具にロープ等で船舶を繋留しない、近づかない!!
- ② 漁業者の操業を妨げる行為はしない
- ③ 採捕したものを販売しない
- ④ ゴミや不要の釣針等を海上に投棄しない
- ⑤ 小さいサイズは持ち帰らない

体重100gサイズのおおよその目安
鶏卵1個分 = マダコの頭部



【漁業者の資源を守り、育てる取組み】

明石市漁連（明石浦・林崎・江井ヶ島・東二見・西二見漁協）、播磨町、東播磨、高砂漁協では、昭和42年からこれまで、マダイなどの稚魚の放流の取組みを継続しています。

また、これらの漁協が協力連携して、地域ブランド資源である「マダコ」について守り育てる活動に取り組んでいます。

(1) 抱卵しているマダコを採捕した場合、タコツボごと稚魚育成場に放流しています。（毎年300個以上放流（マダコの標準産卵数は1匹当たり約10万個とされています。）

(2) 産卵用タコツボ(約3,000個/年)を稚魚育成場や築いそ等に投入しています。（平成29年までに46164個を投入）

